# 令和5年度職員アンケート調査結果

調査対象:一般職の国家公務員 2,500人

調査時期:令和5年8月~9月

回答状況:回答者数 2,275 人(令和4年度2,252人)

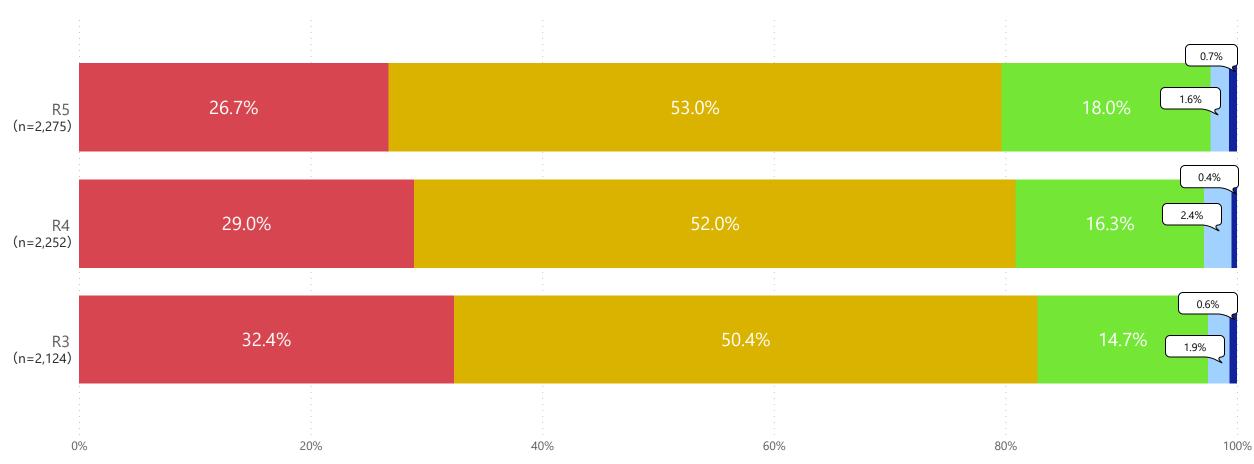
回答率 91.0 % ( 同 90.1 %)

調査手法:原則Web方式(同方式による回答が困難な者に限りExcel又は紙媒体方式)

※ n:有効回答者数(以下同じ)

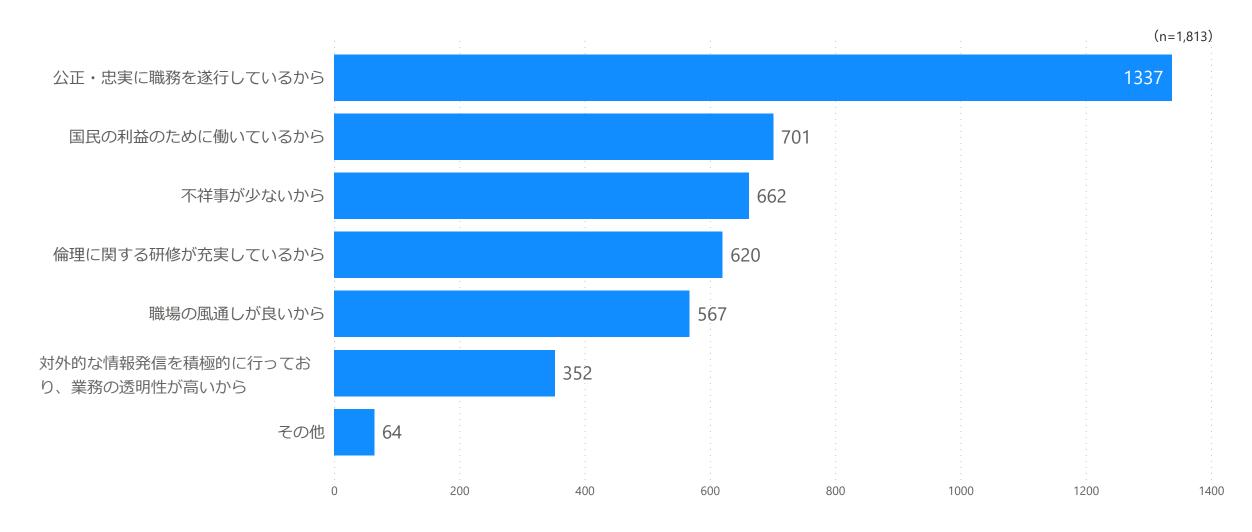
※ 構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

- 一般職の国家公務員の職務に係る倫理の保持の状況に関して
  - (1) あなたの所属府省等における組織の倫理感について、現在、どのような印象をお持ちですか。
    - ●1 倫理感が高い ●2 どちらかと言えば倫理感が高い ●3 どちらとも言えない ●4 どちらかと言えば倫理感が低い ●5 倫理感が低い



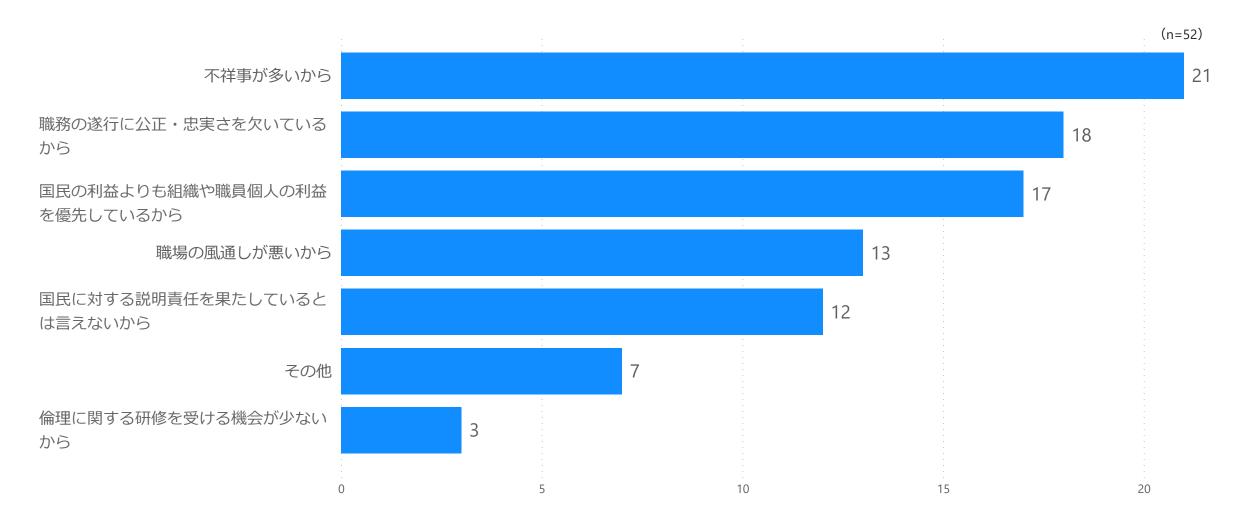
直近3年間を見ると、「倫理感が高い」又は「どちらかと言えば倫理感が高い」と回答した割合は平均80%強であり、その増減幅は±3.1ポイントであった。「どちらかと言えば倫理感が低い」又は「倫理感が低い」と回答した割合は平均3%弱であり、その増減幅は±0.5ポイントであった。いずれも特段、顕著な変化は見られなかった。

○【「倫理感が高い」又は「どちらかと言えば倫理感が高い」と回答した者について】 「倫理感が高い」又は「どちらかと言えば倫理感が高い」と回答した理由として該当するものを全てお選びください。



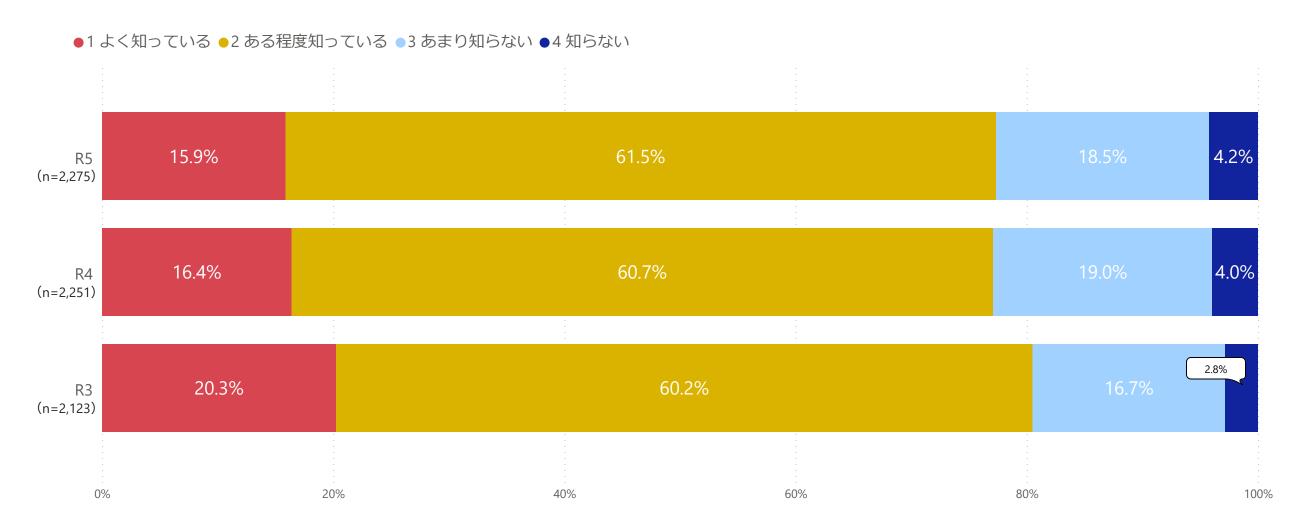
「公正・忠実に職務を遂行しているから」を選択した回答者が最も多く、上位3番目までが昨年度と同順位であった。

# ○【「どちらかと言えば倫理感が低い」又は「倫理感が低い」と回答した者について】 「どちらかと言えば倫理感が低い」又は「倫理感が低い」と回答した理由として該当するものを全てお選びください。



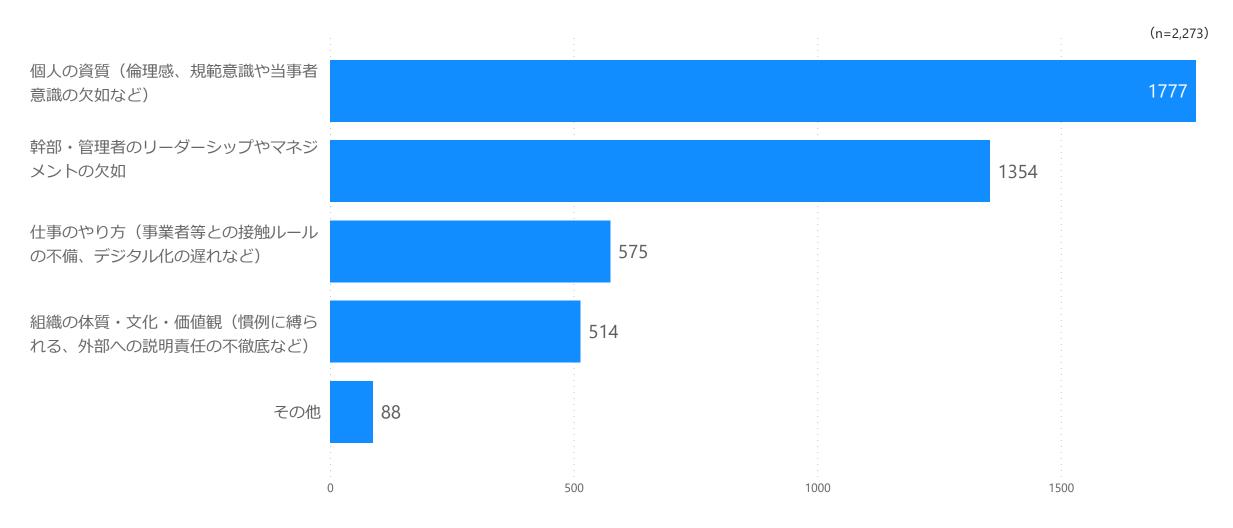
「不祥事が多いから」を選択した回答者が昨年度同様最も多かった。

### (2) 倫理法制定の契機となった平成7年から平成10年頃の過剰接待等に関わる深刻な公務員不祥事についてどの程度御存じですか。



直近3年間を見ると、「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答した割合は平均80%弱であり、その増減幅は±3.4ポイントであった。「あまり知らない」又は「知らない」と回答した割合は平均20%強であり、その増減幅は±3.5ポイントであった。

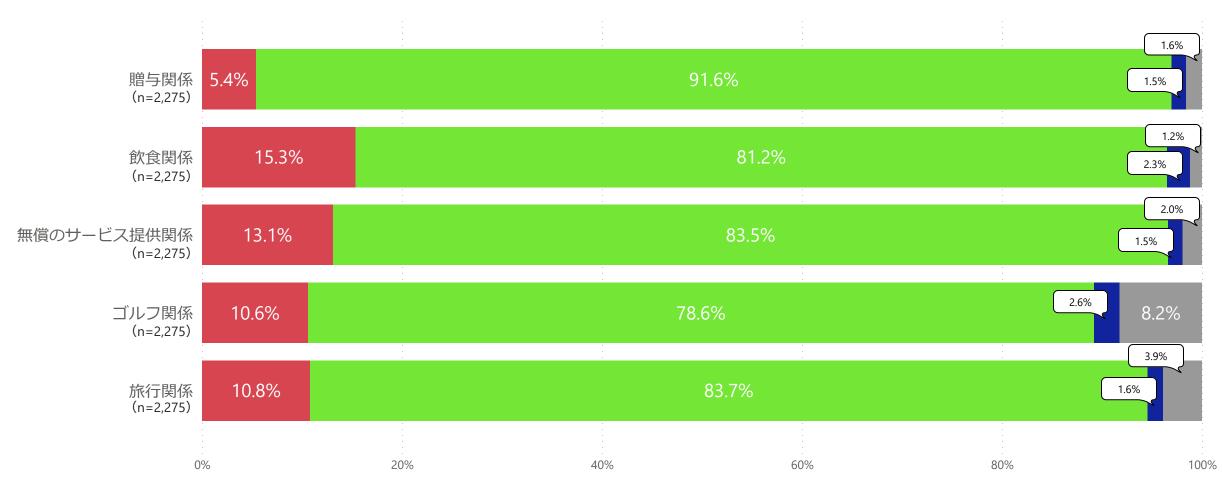
### 近年の公務員による不祥事の原因は何だと思いますか。該当するものを全てお選びください。※令和5年度新設



最も多かった回答が「個人の資質(倫理感、規範意識や当事者意識の欠如など)」(回答者の78.2%が選択)であり、次いで多かった回答が「幹部・管理者のリーダーシップやマネジメントの欠如」(回答者の59.6%が選択)であった。「その他」の内容としては「業務量に対する給与の低さ」、「業務量が多いことによる確認の不十分さ」などの回答があった。なお、市民アンケートでは「組織の体質・文化・価値観」が2番目に多かった(他の選択肢の順番は同じ)。

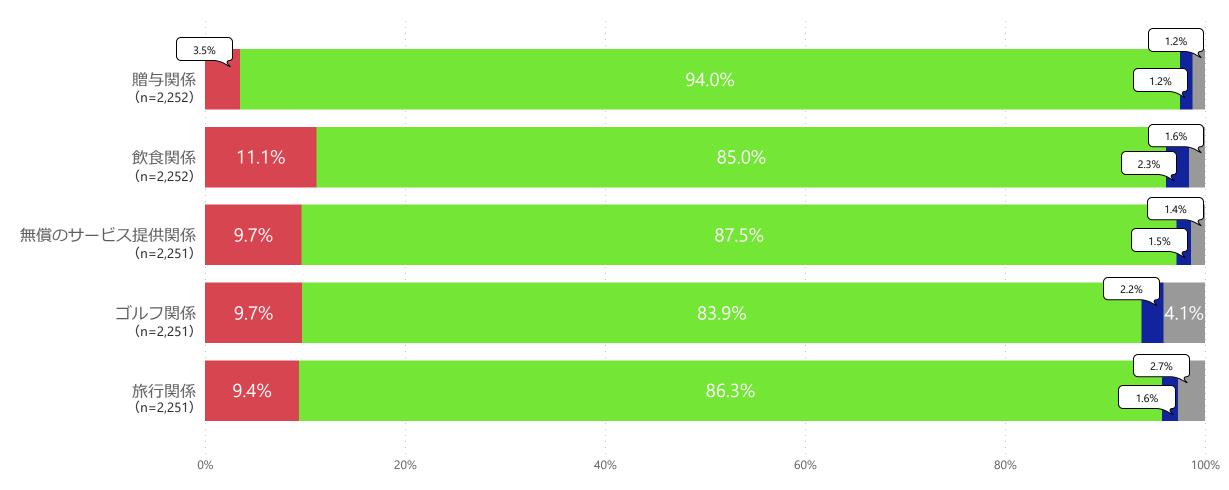
(3)倫理規程で定められている以下の禁止行為についてお聞きします。以下の規制について、どのように思いますか。 (R5年度)

●1 厳しい ●2 妥当である ●3 緩やかである ●4 分からない



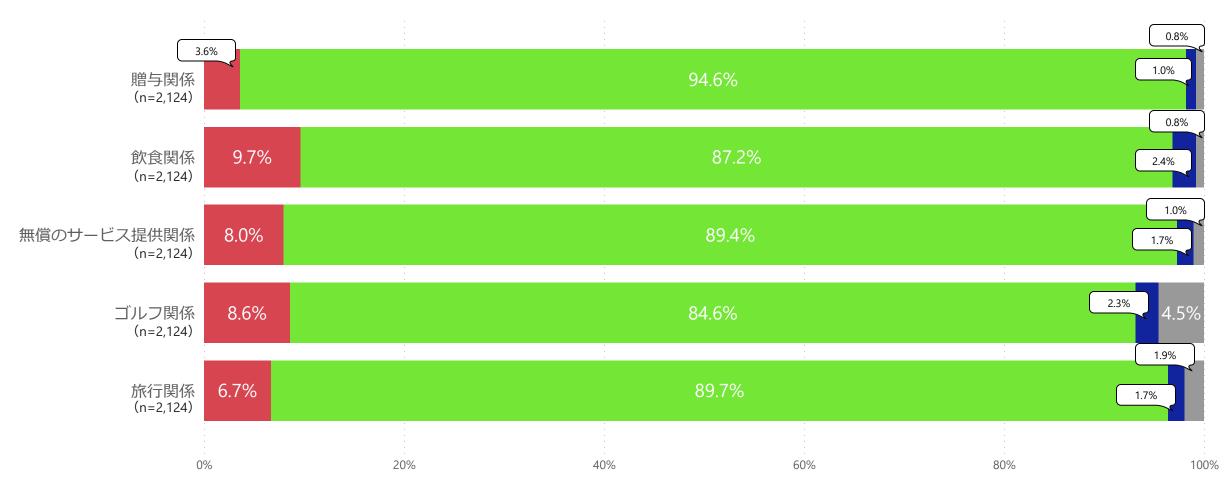
# (R4年度)

●1 厳しい ●2 妥当である ●3 緩やかである ●4 分からない



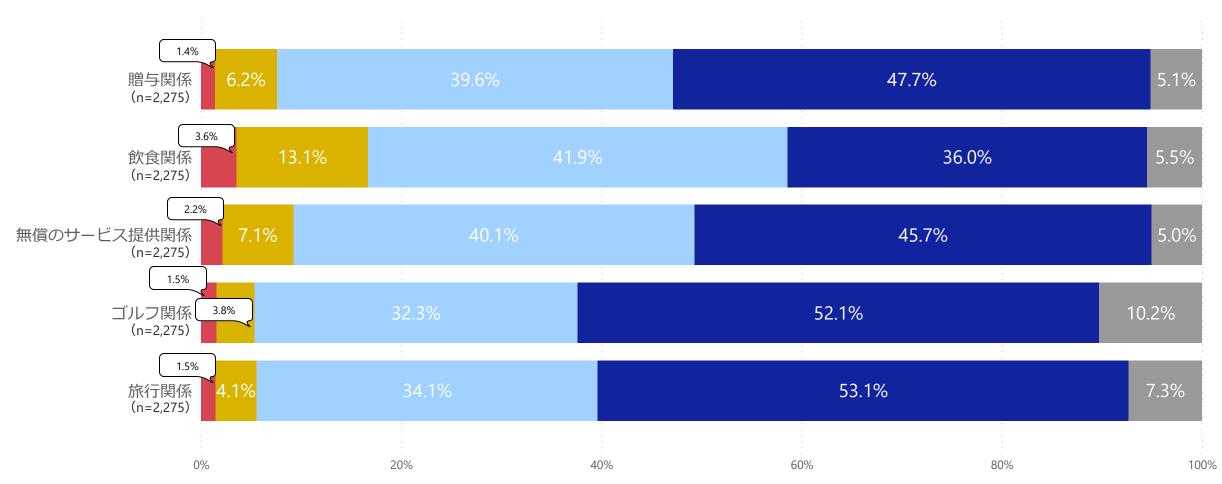
### (R3年度)

●1 厳しい ●2 妥当である ●3 緩やかである ●4 分からない



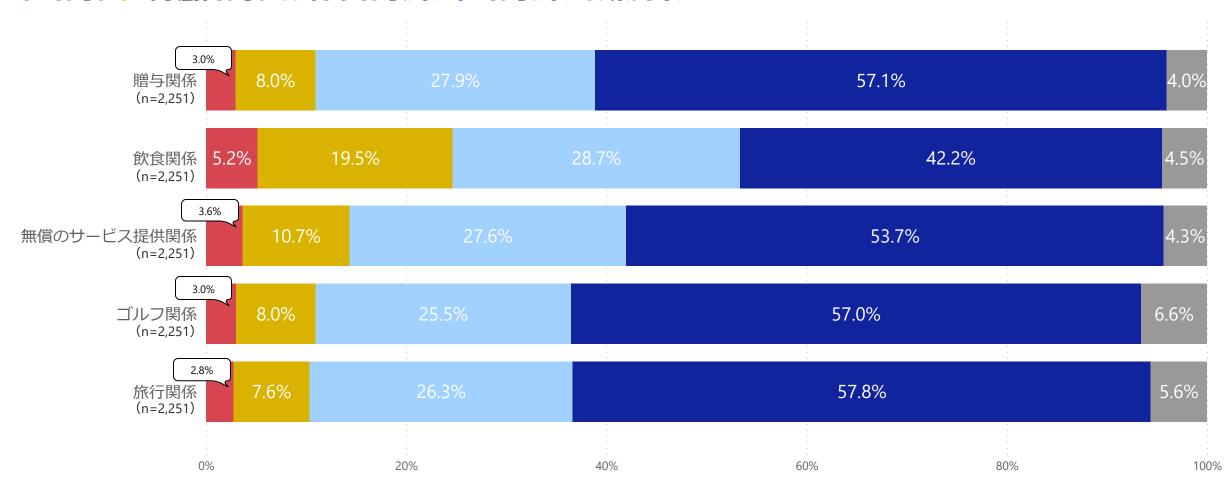
直近3年間を見ると、各規制について「厳しい」又は「妥当である」と回答した割合の増減幅はいずれの規制においても±6ポイント以下であり、「緩やかである」と回答した割合の 増減幅はいずれの規制においても±0.4ポイント以下であり、顕著な傾向とは認められないものの、いずれの規制についても令和5年度の「厳しい」との回答が最も高くなっている。 (4)以下の規制があるため、職務に必要な行政と民間企業等との間の情報収集、 意見交換等に支障が生じていると思いますか。 (R5年度)

●1 そう思う ●2 ある程度そう思う ●3 あまりそう思わない ●4 そう思わない ●5 分からない



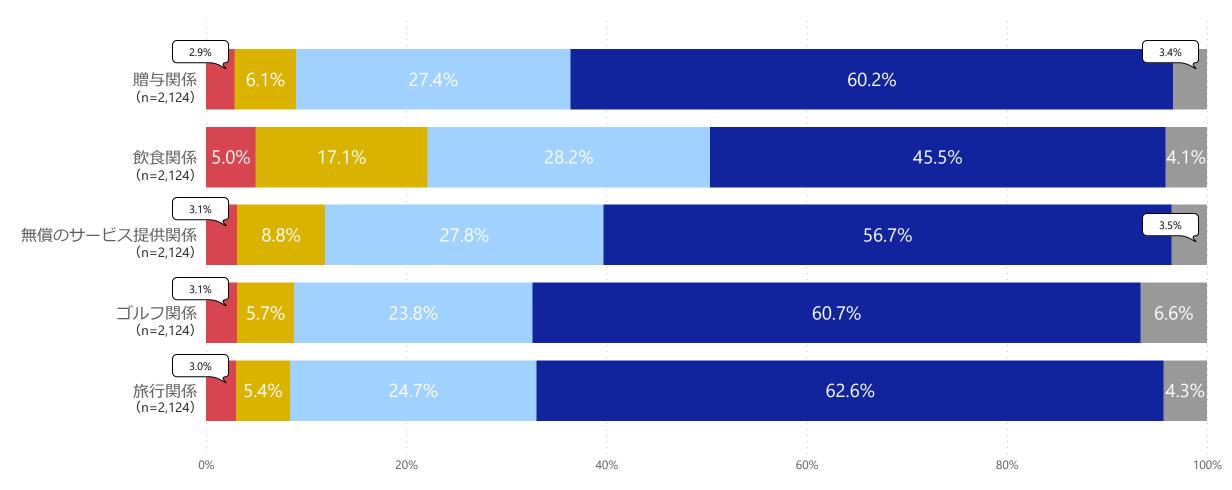
# (R4年度)

●1 そう思う ●2 ある程度そう思う ●3 あまりそう思わない ●4 そう思わない ●5 分からない



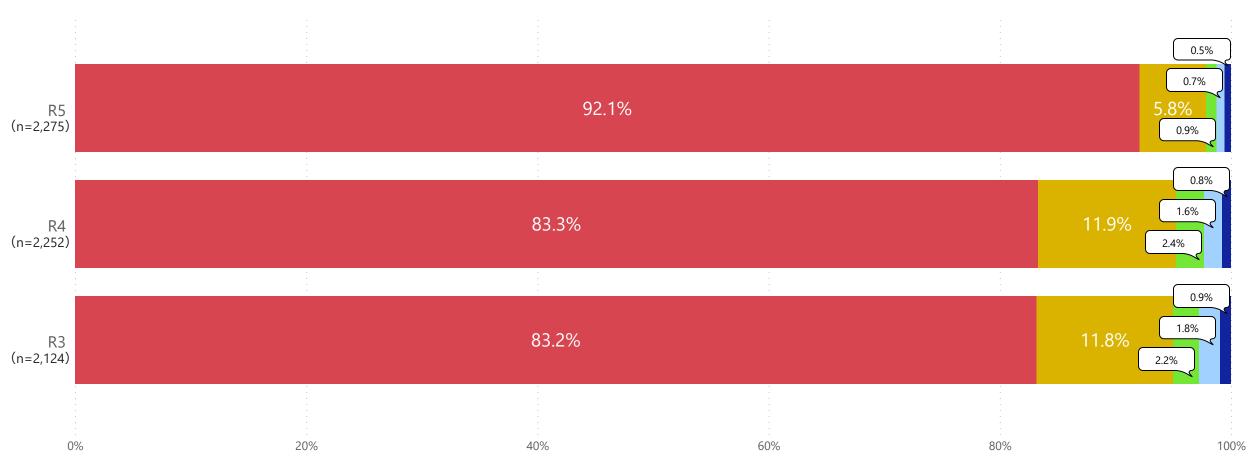
#### (R3年度)

●1 そう思う ●2 ある程度そう思う ●3 あまりそう思わない ●4 そう思わない ●5 分からない



直近3年間を見ると、「各規制があるため、情報収集、意見交換等に支障が生じていると思う」又は「ある程度そう思う」と回答した割合は飲食関係を除き平均10%弱であり、その増減幅はいずれの規制においても±8ポイント以下である。いずれの規制においても令和5年度が最も低い割合となっているが、今年度の設問から「支障が生じていると思う」又は「ある程度そう思う」と回答した者に対し、「差し支えなければ、その支障の内容を具体的に御記入してください」との自由記載欄を設けており、具体的な支障の内容を考慮した結果ではないかと推測される。「各規制があるため、情報収集、意見交換等に支障が生じていると思わない」又は「あまりそう思わない」と回答した割合の増減幅はいずれの規制においても±7ポイント以下であり、特段、顕著な傾向の変化は見られなかった。

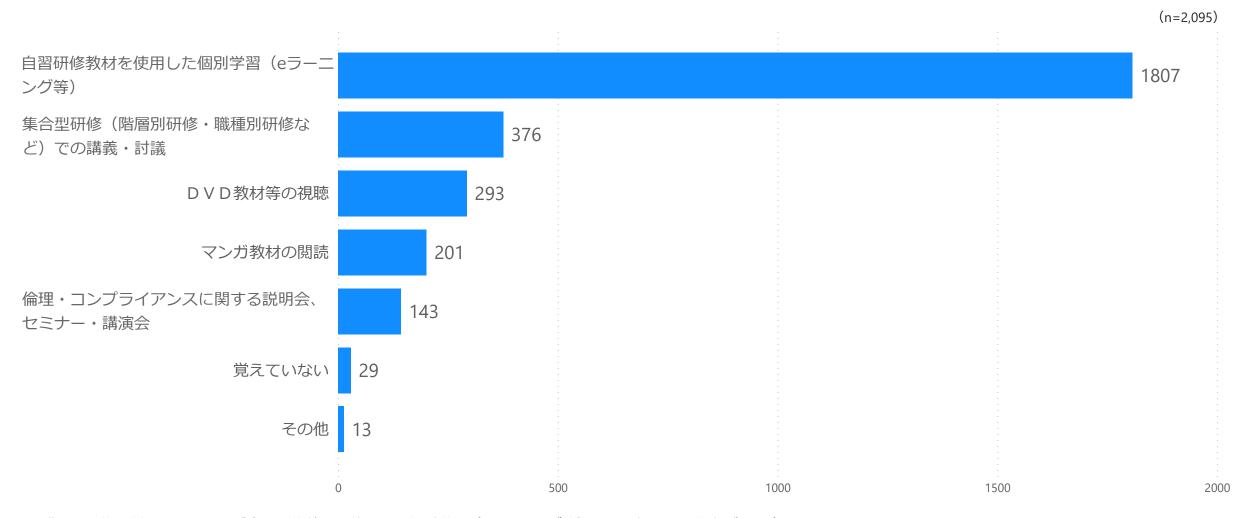
- 職員の職務に係る倫理の保持のための研修(倫理研修)等に関して
  - (5) 公務員倫理に関する研修等に最後に参加してからどのくらいの期間が経過していますか。
  - ●1 1 年未満 ●2 1 年以上 3 年未満 ●3 3 年以上 5 年未満 ●4 5 年以上 ●5 一度も受講したことがない



直近3年間を見ると、「1年未満」と回答した割合が平均80%以上(令和5年度は92.1%)であり、ほとんどの職員が毎年定期的に研修を受講している状況にある。

# ○【「1年未満」と回答した者について】

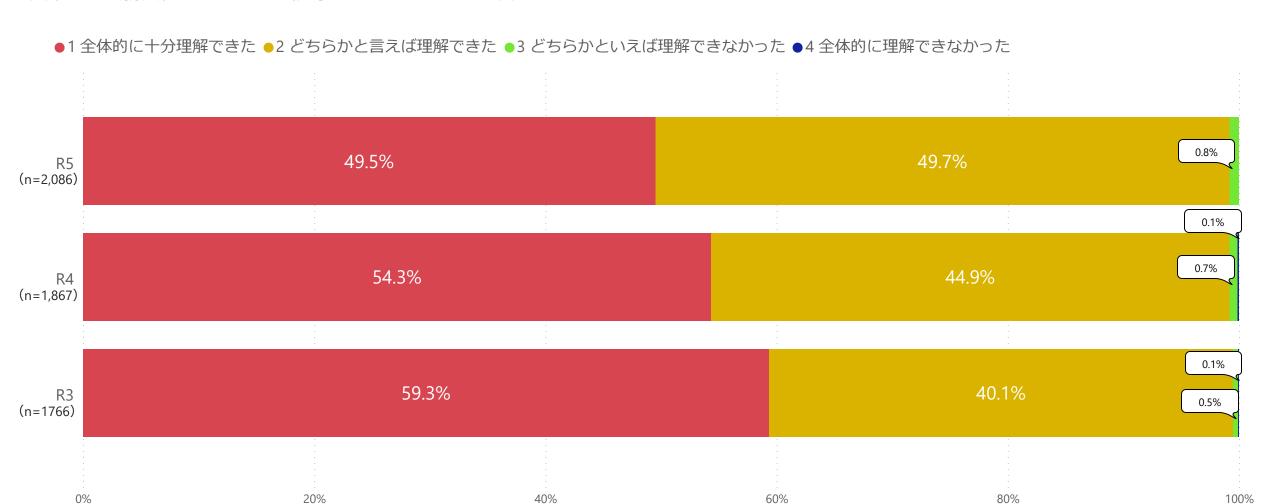
受講した公務員倫理に関する研修等は、次のうちいずれでしょうか。該当するものを全てお選びください。



受講した研修の種類について、「自習研修教材を使用した個別学習(eラーニング等)」を選択した回答者が最も多かった。

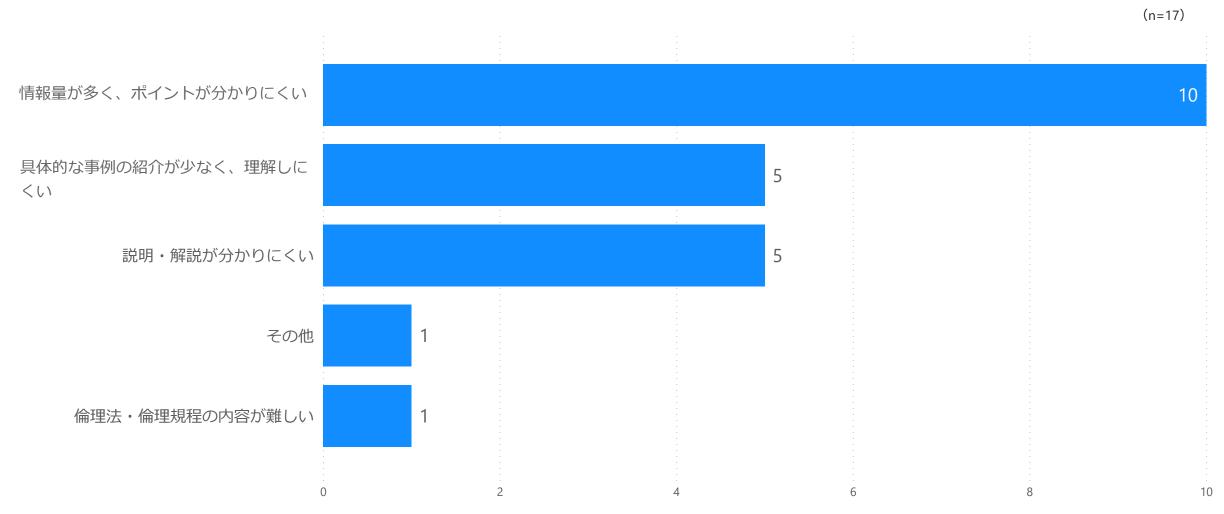
#### ○【「1年未満」と回答した者について】

受講した公務員倫理に関する研修等について、その理解度はどうでしたか。



直近3年間を見ると、「全体的に十分理解できた」又は「どちらかと言えば理解できた」と回答した割合が平均90%以上であり、ほとんどの職員が内容を理解できている状況にある。

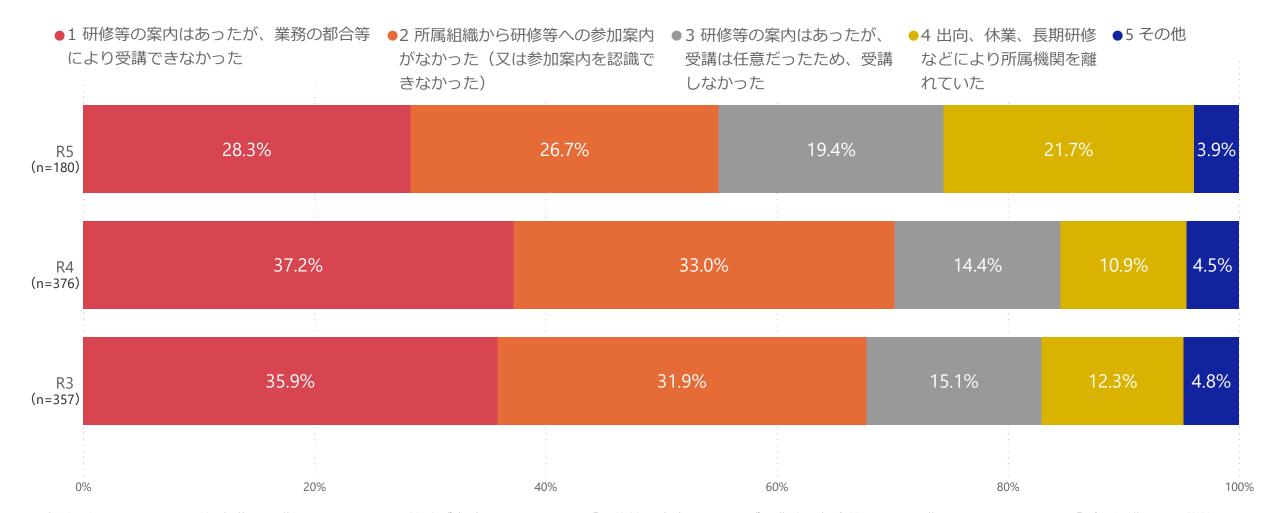
# ○【「どちらかといえば理解できなかった」又は「全体的に理解できなかった」と回答した者について】 「どちらかといえば理解できなかった」又は「全体的に理解できなかった」を選択した理由として該当するものを全てお選びください。



研修を理解できなかった回答者が選択した理由としては、「情報量が多く、ポイントが分かりにくい」が最も多かった。

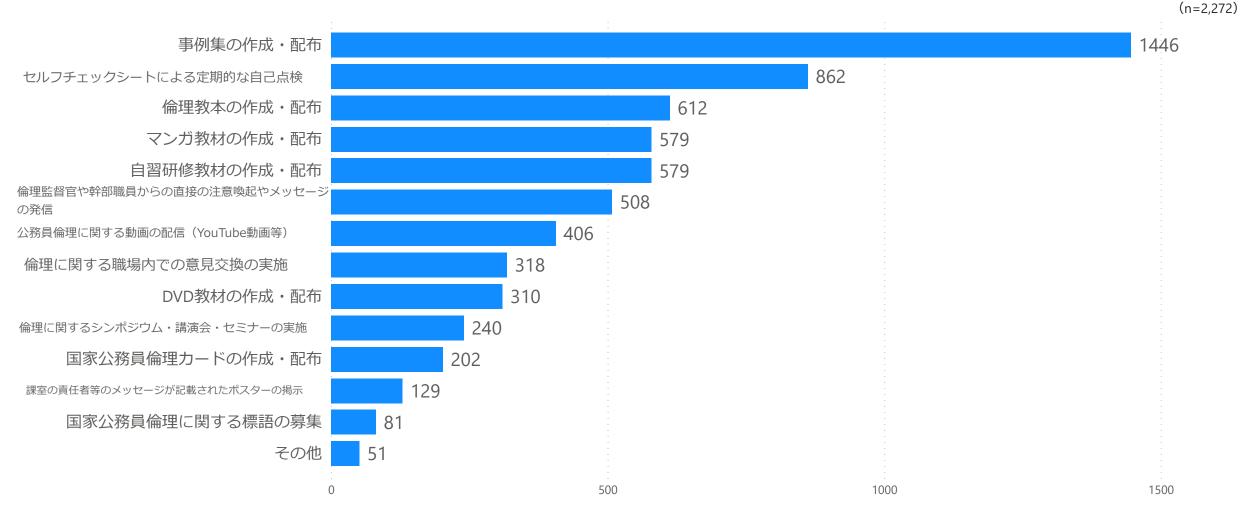
#### ○【「1年未満」と回答しなかった者について】

公務員倫理に関する研修等を1年以上又は一度も受講したことがない理由について、該当するものを1つお選びください。



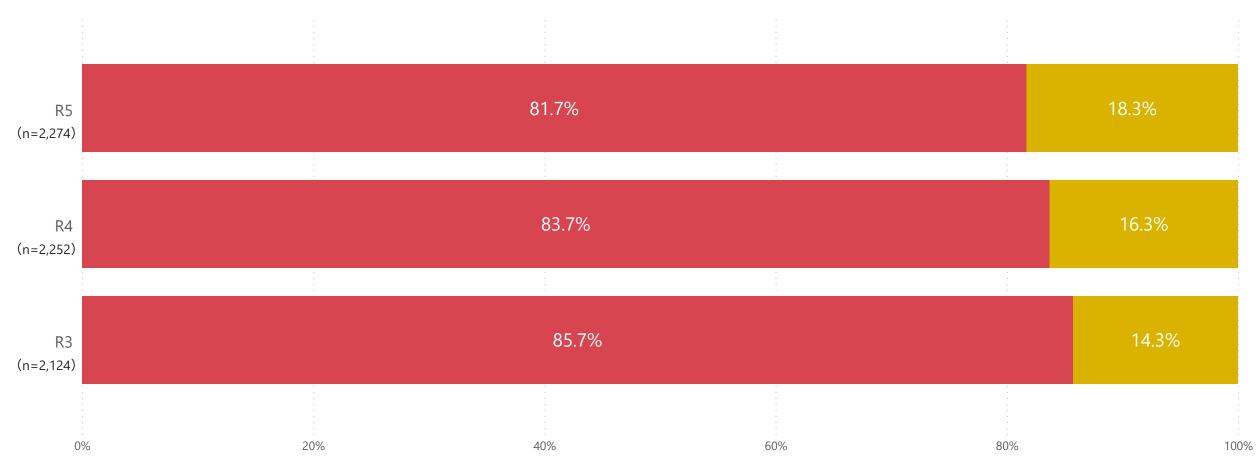
直近3年間を見ると、1年未満に受講しなかったとの回答数が半減するとともに、「研修等の案内はあったが、業務の都合等により受講できなかった」又は「所属組織から研修等への参加案内がなかった(又は参加案内を認識できなかった)」と回答した割合がそれぞれ減少した。

(6) 国家公務員倫理審査会が実施している政策や、国家公務員倫理に係る各府省等の取組のうち、倫理研修の受講以外に、職員の倫理制度の 理解や倫理感を深めることにつながると思う取組は、次のうちいずれでしょうか。該当するものを全てお選びください。



「事例集の作成・配布 | を選択した回答者が最も多かった(例年同様)。

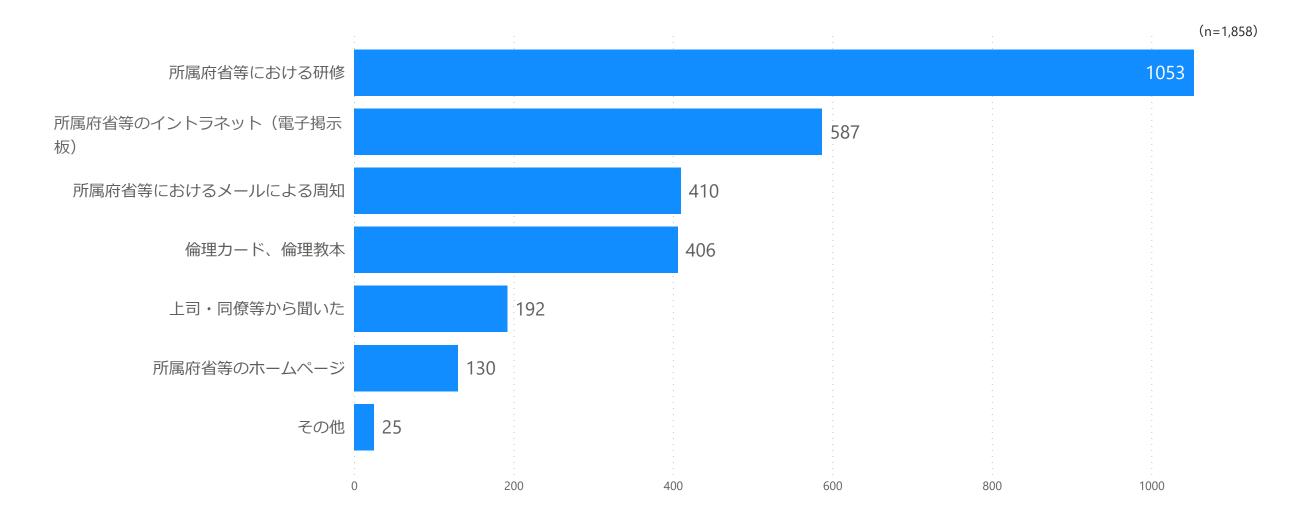
- 倫理法・倫理規程に関する相談・通報の仕組みに関して
  - (7)倫理法・倫理規程に関する相談・通報窓口について、あなたの所属府省等に窓口(他の相談・通報窓口と一体となっているものを含みます。)が設置されていることを、このアンケートが届く前から御存じでしたか。
    - ●1 知っていた ●2 知らなかった



直近3年間を見ると、「知っていた」と回答した割合が平均80%強(令和5年度は81.7%)であった。

# ○【「知っていた」と回答した者について】

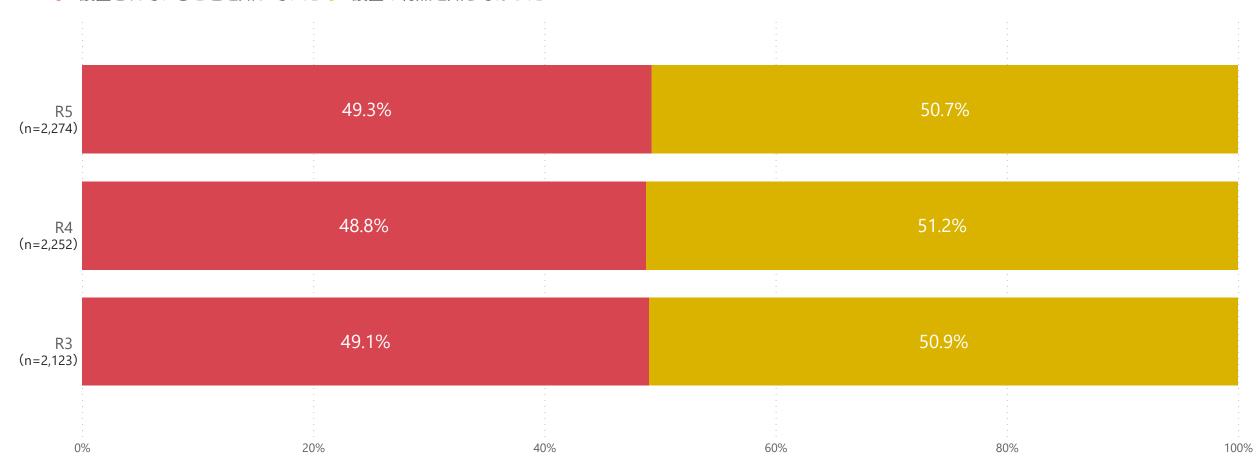
あなたの所属府省等に窓口が設置されていることをどこで知りましたか。該当するものを全てお選びください。



「所属府省等における研修」を選択した回答者が最も多かった(例年同様)。

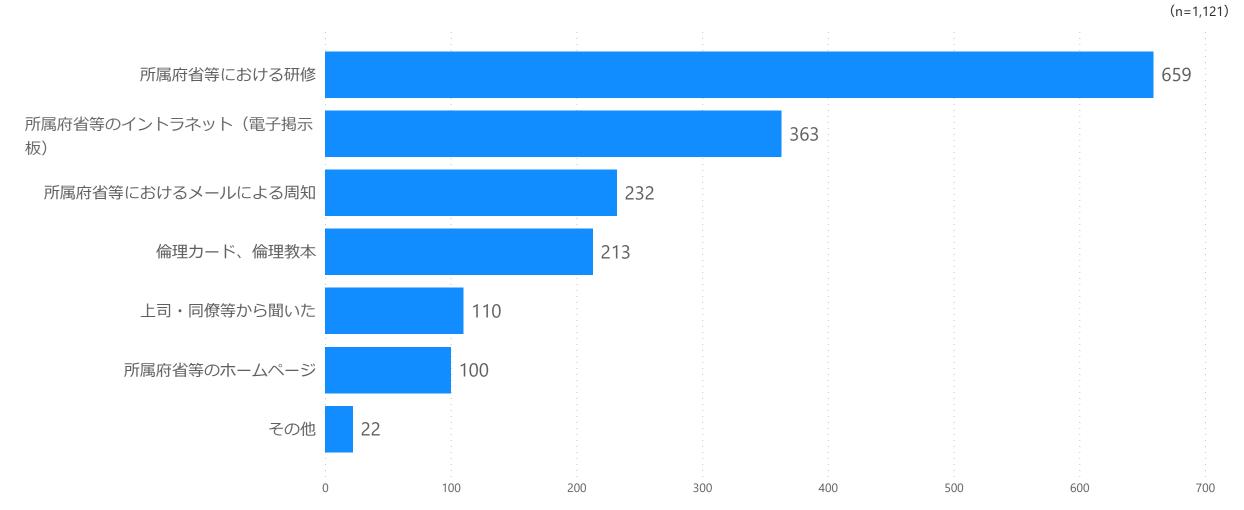
(8) 各府省等には、組織内に設置された相談・通報窓口のほか、職員が相談する窓口として 弁護士事務所等を活用した外部窓口が設置されています。このアンケートが届く前にあなたの所属府省等の外部窓口の有無を御存じでしたか。

●1 設置されていることを知っていた ●2 設置の有無を知らなかった



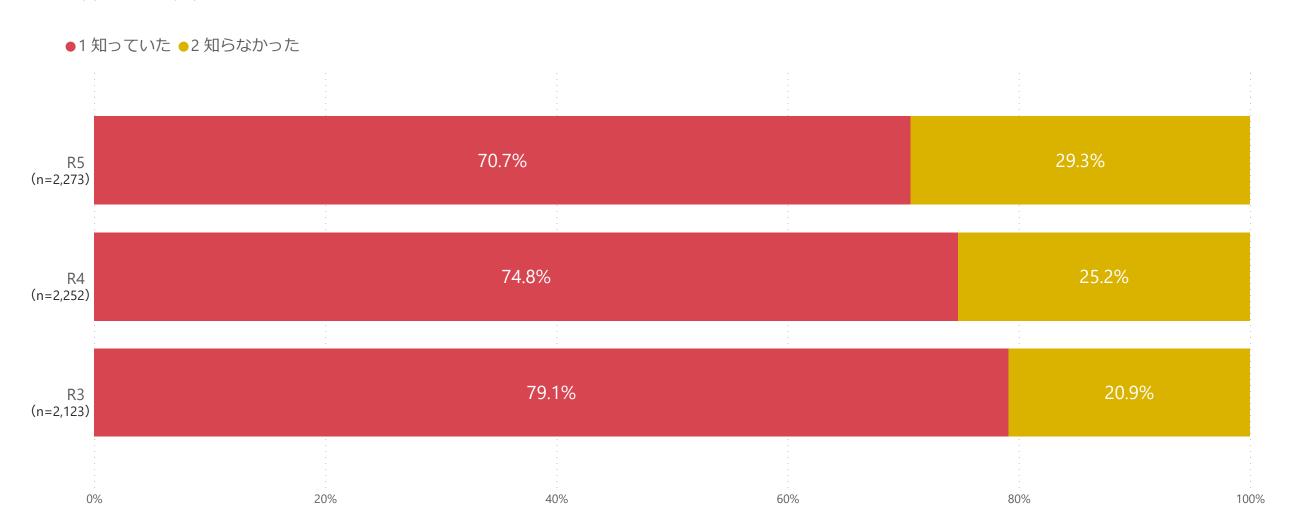
直近3年間を見ると、「知っていた」と回答した割合が平均50%弱(令和5年度は49.3%)であり、特段、顕著な変化は見られなかった。

# ○【「設置されていることを知っていた」と回答した者について】 あなたの所属府省等に外部窓口が設置されていることをどこで知りましたか。該当するものを全てお選びください。



「所属府省等における研修」を選択した回答者が最も多かった(例年同様)。

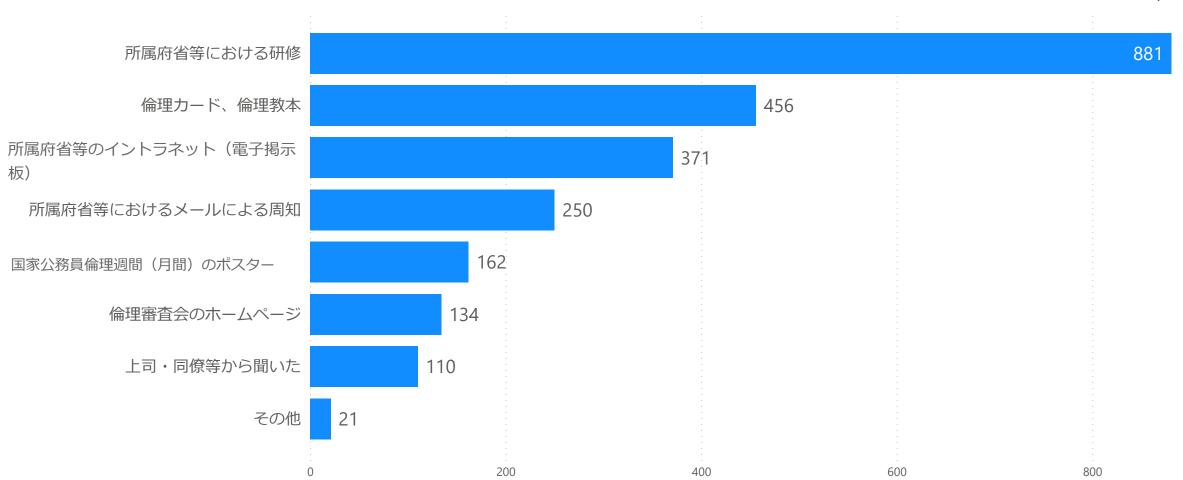
(9)倫理法・倫理規程に関する相談・通報窓口について、倫理審査会の窓口(公務員倫理 ホットライン)が設置されていることを、このアンケートが届く前から御存じでしたか。



直近3年間を見ると、「知っていた」と回答した割合は平均75%弱(令和5年度は70.7%)であった。

#### ○【「知っていた」と回答した者について】

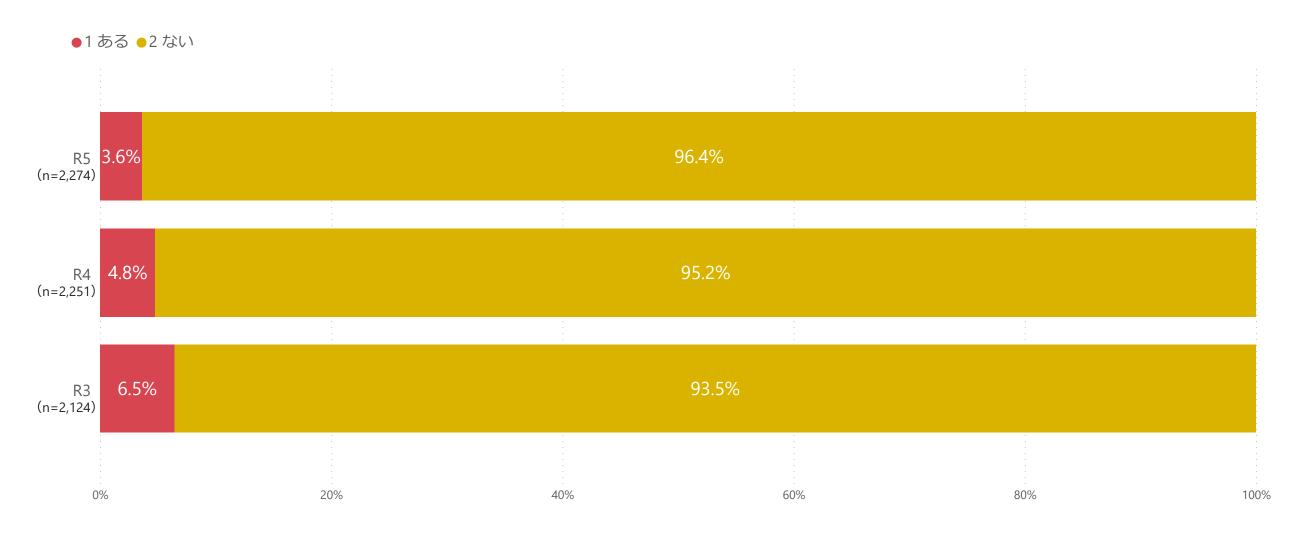
倫理審査会に窓口が設置されていることをどこで知りましたか。該当するものを全てお選びください。



「所属府省等における研修」を選択した回答者が最も多かった(例年同様)。

(n=1,605)

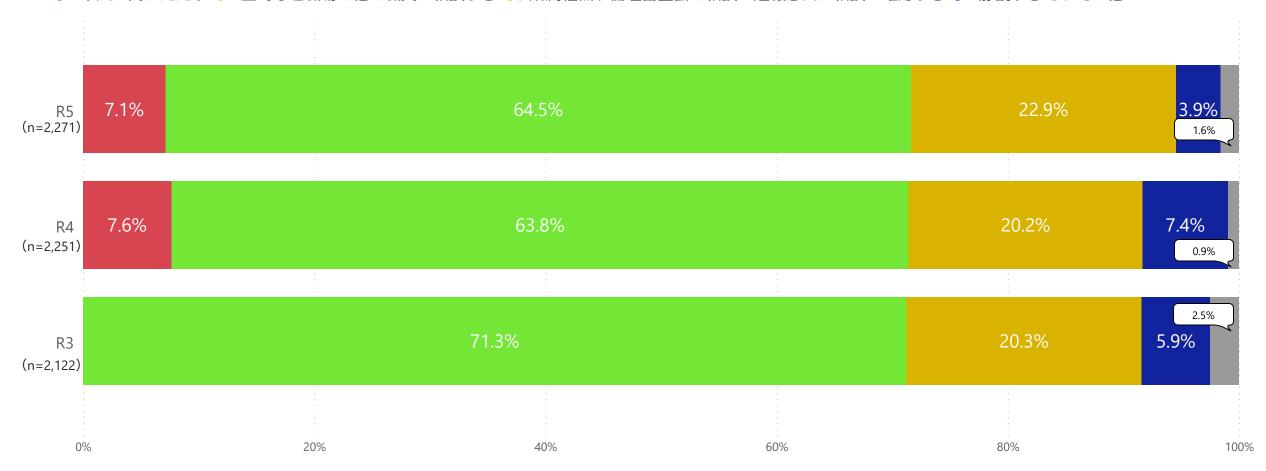
(10) 最近、実際に倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為を見聞きしたことはありますか。



直近3年間を見ると、「ある」と回答した割合は平均5%弱(令和5年度は3.6%)であった。

(11) あなたの同僚が倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為を行ったことを、もし、 あなたが見聞きした場合に、どのように行動しますか。 該当するものを 1 つお選びください。

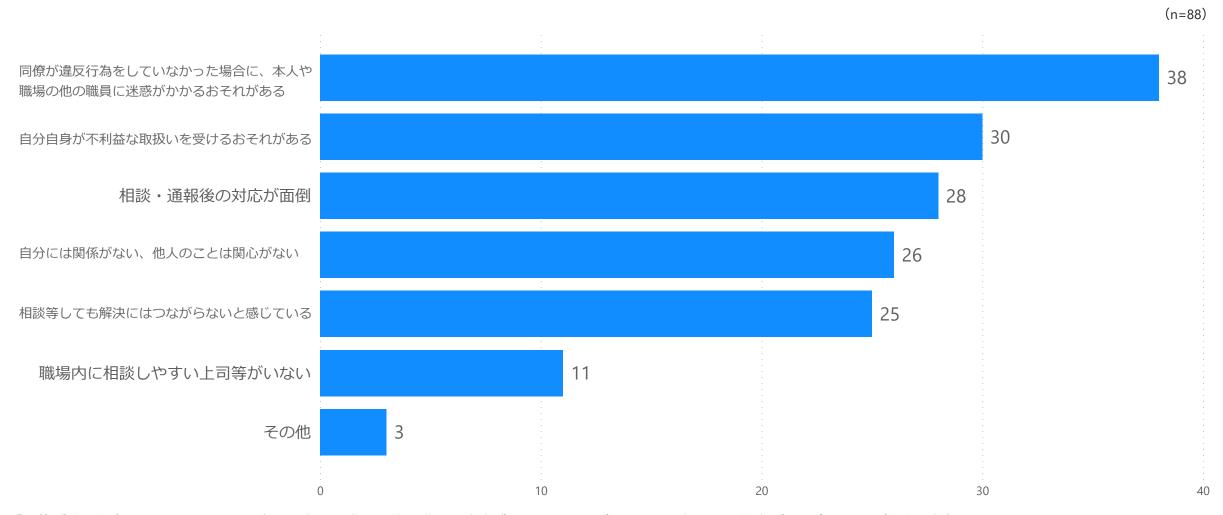
●1 本人に問いただす ●2 上司など職場の他の職員に相談する ●3 所属組織や倫理審査会の相談・通報窓口に相談・確認する ●4 静観する ●5 その他



昨年度(※)と比較すると、令和5年度は「所属組織や倫理審査会の相談・通報窓口に相談・通報する」と回答した割合が増加した一方、「静観する」と回答した割合が減少した。 ※「本人に問いただす」は令和4年度に新設したもの。

#### ○【「静観する」と回答した者について】

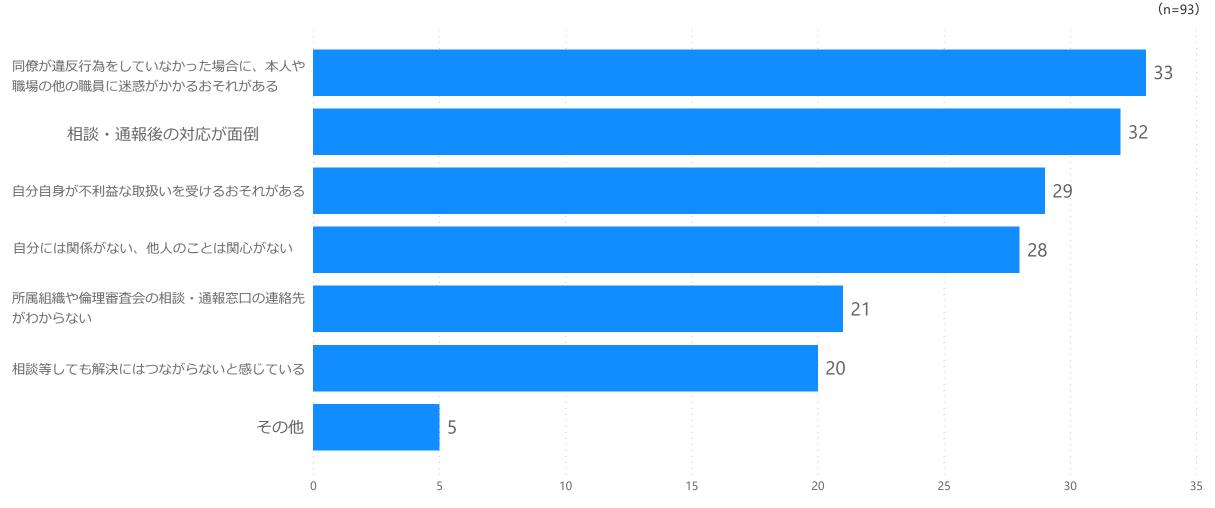
「上司など職場の他の職員に相談する」を選択しなかった理由として該当するものを全てお選びください。



「同僚が違反行為をしていなかった場合に、本人や職場の他の職員に迷惑がかかるおそれがある」を選択した回答者が最も多かった(例年同様)。

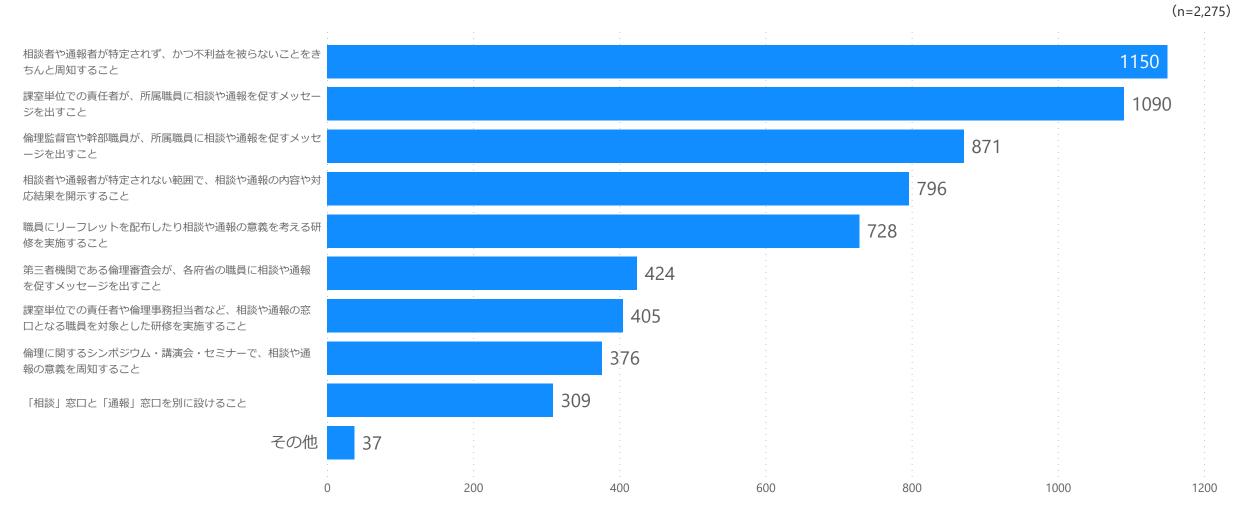
#### ○【「静観する」と回答した者について】

「所属組織や倫理審査会の相談・通報窓口に相談・確認する」を選択しなかった理由として 該当するものを全てお選びください。



「同僚が違反行為をしていなかった場合に、本人や職場の他の職員に迷惑がかかるおそれがある」を選択した回答者が最も多かった(例年同様)。

(12) 所属組織内で違反を見聞きした場合に相談したり通報するなどの適切な対応につながると思う取組は、次のうちいずれでしょうか。 該当するものを全てお選びください。



「相談者や通報者が特定されず、不利益を被らないことをきちんと周知すること」(※)を選択した回答者が最も多かった(昨年度同様)。

※令和4年度に選択肢として新設したもの

#### 倫理規程で定められている各行為規制による支障の内容について

(4)倫理規程で定められている各行為規制について、職務に必要な行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等に支障が生じていると思うかという設問で「そう思う」又は「ある程度そう思う」を選んだ回答者にその支障の内容を具体的に聞いたところ、以下のような意見がありました。

いただいた意見に対する倫理審査会の見解(現状認められている運用など)をそれぞれの意見の下に記載しています。

#### 【贈与関係】

○ 利害関係者からの香典は、それを特定し返却するなどの負担がかかる。香典 については常識の範囲であれば受け取りは問題ないのではないか。

→利害関係者が故人との関係に基づいて持参した香典なら受け取ってもよい こととされています。

#### 【飲食関係】

- 1円単位まで割り勘負けしたらアウトというのはやり過ぎだと思う。数十円程度の割り勘もれで便宜を図ったというロジックは理論的には正しいと思うが本当にそれを実行する人間は皆無と思うので程度問題で判断してもよいと思う。
  - ⇒令和6年5月8日から運用を改善し、利害関係者との飲食時の割り勘については、1円単位での厳密な割り勘までは求めないこととしました(自己の飲食費用が千円を超える場合には千円未満の端数切り捨てを、自己の飲食費用が千円に満たない場合は百円未満の端数切り捨てを許容します。)。
- 立食パーティーについては、贈与報告に当たり、主催者に総費用額と参加人数を照会の上、一人当たりの参加費を算出する必要があるが、煩雑さや曖昧さから、「参加者が乾杯後に直ちに退席する」等の行動をとることがあり、業界団体関係者との率直な意見交換の機会が失われる場合がある。
  - ⇒価額の推計に当たっては、主催者に総額を聴取する方法だけでなく、他に会費を支払った者がいる場合はその会費を記載することや、店舗やインターネット等で把握した飲食店等の料金表記載の価格とすることも可能です。
- 飲食の届出、贈与等報告書の提出に時間と手間がかかるため、業務の時間を 割いてまで飲食を伴う場で情報・意見交換をするインセンティブがわかない。⇒飲食の届出手続については、いただいた御意見も踏まえ、各府省等に手続の 簡素化を提案しています。
- 飲食ルールについての民間企業への説明責任が各職員にあり、双方の理解不

足により、本来できることも敬遠されている場合があると考える。

→倫理月間等における職員への定期的な研修だけでなく、倫理審査会及び各府 省等から事業者等への倫理啓発活動を行い、公務員倫理に関する事業者の理 解の促進を図っています。

#### 【無償のサービス提供関係】

- 公共交通機関が皆無ではないもののかなり不便な所への出張等で、出張先の 御厚意に甘えて送迎等していただくことができず、相当時間をロスすること がある。
- 地方の過疎化で公共交通が減っており、相手の送迎を断るにしても代替交通 手段を探すのが大変。
- 公共交通機関での移動が難しい業者の視察を行う際などに、その訪問がしづらいため、結果として、業者指導が徹底されなくなってしまうことが懸念される。

⇒公共交通機関の頻度が少なく、職務の円滑な遂行に支障が生じる場合については、利害関係者から提供される自動車の利用に「相当性」が認められるケースがありますので、所属府省等の倫理事務担当者に御相談ください。

以 上